

## 公立大学法人公立鳥取環境大学内部統制に関する規程

平成31年4月1日  
公立鳥取環境大学規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定めるもののほか公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）における内部統制に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、本学の内部統制において最終的な責任を有する。

2 理事長は、内部統制システムに関する事項を役職員に周知するとともに、第6条第2項の報告に基づき必要な措置を講じるものとする。

(内部統制担当理事)

第4条 法人に、業務方法書第3条に規定する内部統制システムに関する事務を統括する理事（以下「内部統制担当理事」という。）を置き、副理事長をもって充てる。

2 内部統制担当理事は、理事、副学長及び部局長（本規程において、学部長、研究科長、人間形成教育センター長及び事務局長をいう。）が所掌する業務に係る内部統制システムの整備及び推進の状況を取りまとめ、幹部会議に年1回以上報告するものとする。

(理事等の責務)

第5条 理事、副学長及び部局長は、所掌する業務に係る内部統制システムの整備及び運用を推進するとともに、継続的に見直し及び改善を図るものとする。

2 理事、副学長及び部局長は、所掌する業務に係る内部統制システムの整備及び運用の状況について、内部統制担当理事に年1回以上報告するものとする。

(組織)

第6条 幹部会議は、内部統制システムに関する重要な事項について協議するとともに、内部統制システムの整備及び運用の状況を確認し必要な改善措置を検討するものとする。

2 幹部会議は、前項の協議結果を理事長に報告しなければならない。

(モニタリング)

第7条 法人の内部統制システムの有効性を監視・評価するため、次の各号に掲げるモニタリングを行うものとする。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

2 前項第1号の日常的モニタリングは、各業務における役職員の自己点検及び相互牽制により行う。

3 第1項第2号の独立的評価は、監事及び会計監査人による監査並びに法人による内部監査により行う。

4 理事長、理事、副学長及び部局長は、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内

部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、法人の内部統制に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。